

官報

主要目次

政令

- 漁港審議会委員並びに商品取引所審議会の会長及び委員の給與に関する政令 一〇一頁
- 輸出貿易管理令等の一部改正 一〇二頁
- 自作農の創設に関する政令の一部改正 一〇四頁
- 外務省職員定数規程の一部改正 一〇五頁
- 学校教育法施行規則の一部改正 一〇五頁
- 文部省職員定数規程 一〇六頁
- 海港検疫法施行規則の一部改正 一〇六頁
- 特定医薬品検定規則の一部改正 一〇六頁
- 漁船保険法施行規則の一部改正 一〇六頁
- アルコール売捌規則の一部改正 一〇六頁
- 臨時繊維機械設備制限規則の一部改正 一〇六頁
- 告示
- 連合国財産の返還命令 一〇七頁
- 同右 一〇七頁
- 村の境界変更(山形県) 一〇七頁
- 同右(広島県) 一〇七頁
- 電波法による無線局承認 一〇七頁
- 社債等登録法施行令第一條第一項第二号但書の会社指定 一〇八頁
- 山上村農協創立二週年記念定期貯金の細目等 一〇八頁
- 外国為替特別会計法による外国銀行指定 一〇九頁

政令

漁港審議会委員並びに商品取引所審議会の会長及び委員の給與に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

昭和二十五年十月九日

内閣総理大臣 吉田 茂

政令第三百五号

漁港審議会委員並びに商品取引所審議会の会長及び委員の給與に関する政令  
内閣は、特別職の職員の給與に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)附則第二項の規定に基き、この政令を制定する。

漁港審議会委員並びに商品取引所審議会の会長及び委員は、勤務一日につき千円をこえない範囲において、内閣総理大臣が大蔵大臣と協議して定める額の手当を受ける。

附則

この政令は、公布の日から施行し、漁港審議会委員の受ける手当については昭和二十五年七月二十九日から、商品取引所審議会の会長及び委員の受ける手当については同年八月五日から適用する。

大蔵大臣 池田 勇人  
農林大臣 広川 弘禪  
通商産業大臣 横尾 龍  
内閣総理大臣 吉田 茂

御名 御璽

昭和二十五年十月九日

内閣総理大臣 吉田 茂

輸出貿易管理令等の一部を改正する政令をここに公布する。

政令第三百六号

輸出貿易管理令等の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第四十八條第一項及び第五十二條の規定に基き、この政令を制定する。

第一條 輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)の一部を次のように改正する。

第一條第三項中「第二十六号」を「第二十六号一」に改める。

第四條但書中「貨物」の下に「並びに第三号に掲げる場合において、別表第一第一号から第二十二号まで、第二十四号、第二十五号、第三十一号及び第三十二号に掲げる貨物」を加え、同條に次の一号を加える。

三 仮に陸揚された貨物を積戻しようとするとき。

別表第一を次のように改める。

別表第一

一 鉄鉱石及びその精鉱

二 銑鉄

三 鉄くず及び鋼くず

四 合金鉄及びそのくず

五 鉄鋼半製品(特殊鋼を含む)

六 鋼塊

七 ブルーム

八 ビレット

九 スラブ

一〇 シートパー

一一 スケルブ

一二 テインパー

一三 管材

六 船舶用及び鉄道用の鑄鋼品及び鍛鋼品

七 筒管(継目のないもの及び溶接したもの)但し、電線管を除く。

八 プリキ板

九 ギルディングメタルクラツ

一〇 パネ鋼、パネ鋼板、パネ鋼用線材その他のパネ鋼製品

七 前号に掲げるものの外、左の各号に掲げる成分のいずれかをそれぞれ各号に定める比率以上に含有する鉄鋼一次製品及び鉄鋼二次製品(圧延、鍛造、鑄造、引拔、押出その他のもの)並びにくず

一 炭素 〇・五%

二 マンガン 〇・八%

三 シリコン 〇・八%

四 銅 〇・四%

五 アルミニウム 〇・四%

六 ニッケル 〇・三%

七 クロム 〇・三%

八 タングステン、モリブデン、コバルト、チタン、ジルコニその他の金属元素 〇・一五%

八 非鉄金属の鉱石、精鉱及び中間製品

一 鉱石

二 精鉱

三 鉱さい

四 粗地金

五 新地金

六 くず及び故(合金を含む)

七 再生塊(合金を含む)

八 合金

二 棒、管その他の押出製品

三 線、管その他の引拔製品

四 鑄造品及び鍛造品

十 非鉄金属の完成製品(ちゅうりょう用具、家庭用金属製品、建築金具及び身辺細貨を除く)

十一 石炭

一 原料炭

二 発生炉用炭

十二 金属精錬用コークス

十三 石油及び石油関係製品

一 原油

二 揮発油

三 軽油

四 重油

五 灯油

七 前四号に掲げるもの以外の燃料油

八 潤滑油及びグリース

九 前各号に掲げるもの以外の石油製品(医薬品を除く)

一〇 潤滑油用添加物

一一 合成油(人造石油を含む)

一二 航空機用揮発油の混入剤

一四 建設用機械、道路用機械及び運搬用機械

一 掘さく機械(手動式のものを除く)

二 コンクリートミキサー(容量二十七立方フィートを超えるものに限る)

三 道路機械(部分品及び附属品を含む)

イ ローラー

ロ バツチングプラント

ハ アスファルト散布機

ニ 破碎選別装置(容量一時間十トン以上のものに限る)

ホ モーターグレーダー

ヘ ブルドーザー、アングルドーザー、トラクター、トレイルビルダー及びブラツ

毎日文庫

昭和二十五年三月三十一日 第三種郵便物認可

- 7 除線線オンログラフ
- 8 記録用オンログラフ
- 9 石軸受
- 10 レンズ研磨機
- 11 高精度光学ガラス
- 12 稀土類元素含有光学ガラス
- 13 無線送信用真空管
- 14 無線送信用真空管
- 15 無線送信用真空管(ラジオ受信機に装備された場合を含む)
- 16 無線受信機(ラジオ受信機を除く)
- 17 送受信用真空管及び耐震型真空管
- 18 流線輪及び通信用変圧機
- 19 変流変成器
- 20 水銀整流器(十キロボルトアンペア以下のものに限る)
- 21 水中聴音機
- 22 屈折計
- 23 微量天秤(実感量千分の一ミリグラム以下のものに限る)
- 24 真空管電圧計
- 25 実験室用電子増幅機
- 26 集じん機
- 27 高圧電力管
- 28 インパルス計数器及びインパルス記録器(計数能力毎秒二十をこえるものに限る)
- 29 真空管製造機械
- 30 フライメント巻機
- 31 フライメント巻機
- 32 ニライメント成形機
- 33 ホググリップ巻機及びグリップ溶接機(グリップ旋盤を含む)
- 34 総合機械
- 35 エンジングマシン
- 36 リンチングマシン
- 37 回転排気機
- 38 特殊ダイス、特殊型、特殊ホップ及び特殊治具
- 39 性能試験機
- 40 金属顕微鏡
- 41 電子顕微鏡
- 42 光高温計
- 43 メタログラフ
- 44 回折格子(学習用のものを除く)
- 45 電位計(学習用のものを除く)
- 46 分光写真機
- 47 ベクトル分析器
- 48 真空測定用ゲージ
- 49 濃度計
- 50 マイクロウエーブ発生装置
- 51 導波管機械の構成部分(シロン、ロスステッドセクタ、回転継手、グロウプ、アダプター、バンド、端接装置及び結合金に限る)
- 52 アンテナ型記録計
- 53 気象観測用軽気球(千百グラム以上のものに限る)
- 54 サーチライトファイター
- 55 交流発電機(四百サイクル以上のものに限る)
- 56 地球物理学用機器
- 57 電圧調節機(十キロボルト以上のものに限る)
- 58 デイゼル機関及び焼玉機(機械類に装備された場合を含む)並びにその部分品
- 59 移動式工作機械
- 60 ダイアモンド工具及び超硬工具
- 61 鉄管ねじ切機及び切断機
- 62 形削盤
- 63 のこぎり盤
- 64 切削工具、ダイス、治具及び取付具
- 65 水圧プレス(千五百ポンド以上のものに限る)
- 66 物質を製造するための機器
- 67 電気機械
- 68 十九 電気機械
- 69 一 可逆式電動機(五十馬力をこえるものに限る)
- 70 交流発電機
- 71 直流発電機(二百二十ポンドをこえるものに限る)
- 72 変圧機
- 73 自動制御、機付動力駆動照明装置
- 74 回転交流機
- 75 発電用の蒸気タービン、水力タービン及びガスタービン
- 76 接続機及び機械用品
- 77 平衡重錘
- 78 機械用タービン(百馬力以上のものに限る)
- 79 圧力計(百気圧以上に用いるものに限る)
- 80 タービン式排送風機(圧縮比二以上のものに限る)
- 81 動力製かん機及びその構成部分
- 82 風動、用高速圧縮機(普通の上倍以上であつて毎分五千回転以上のものに限る)
- 83 タイヤ製造設備及びその構成部分
- 84 静電式及び磁気式の分離機
- 85 ポールベネリツグ、ローラーベネリツグ及びその構成部分
- 86 地図製造専用機械
- 87 立休脱脂装置及び写真印刷機
- 88 エアコンデションヤナ(窓取付用のものを除く)
- 89 黒鉛電極その他の炭素電極、炭素棒、炭素のプロック、炭素の板、炭素のストッパー、(ヘッド、ノズル、スリーブ)及びレトリットその他の炭素製品
- 90 工業用水装置
- 91 自動調整弁
- 92 人造黒鉛の粉及びスタラツプ
- 93 人造及び天然の研砕粒及び研砕器材
- 94 工業用ダイヤモンド(ポーツ、スプリント、クラツシツグ及びパウダーを含む)
- 95 水圧用液(不燃性油であつて、ひまし油を使用したものに限る)
- 96 アスベスト及びアスベスト製品(但し、セメント、パイプ、タイル及びスレートを除く)
- 97 精密マグネシウム(黒包)
- 98 精密理化学機械及び計測器類
- 99 精密級の抵抗ブリツジ、インピダンスブリツジ、キャパシタンスブリツジ及びインダクタンスブリツジ並びにこれらを組み合せたもの(二千オーム以上のものに限る)
- 100 精密級の倍率計、電圧計、電流計、オーム計及びマイクローメーター(携帯用のものを除く)
- 101 真空ポンプ
- 102 ベーハーマーター
- 103 微量化学天秤(学習用のものを除く)
- 104 圧力、流量、温度、湿度又はガス分析の精密級の指示器、制ぎ器又は記録器
- 105 亜鉛及びクロム酸鉛以外のクロム酸鉛(純度を除く)
- 106 トルオール
- 107 アセトン
- 108 イソプロピルアルコール
- 109 ジニトロトルオール(固型状及び油状のもの)
- 110 アニリン
- 111 ベンゾール
- 112 クロロベンゾール類(染料を除く)
- 113 自動車の部分品
- 114 針布
- 115 化学薬品
- 116 無水塩化アルミニウム
- 117 硝酸バリウム及びクロム酸バリウム
- 118 過マンガン酸石灰及び過マンガン酸カリ
- 119 過酸化水素水(強度五十%をこえるものに限る)
- 120 四酸化カリ
- 121 硝酸塩類、硝酸及び無水アモニア
- 122 磷(赤磷及び黄磷を除く)
- 123 過硫酸塩類
- 124 シアン及び金属のシアン化物
- 125 過酸化ソーダ
- 126 臭素及びその化合物(染料を除く)
- 127 水酸化ヒドランジン及びヒドランジン
- 128 雷こう、窒化水素酸鉛、窒化水素酸銀及びチオシアン酸
- 129 塩素酸塩類及び過塩素酸塩類
- 130 金属ナトリウム及び金属カリ
- 131 タリウムプロモアイオダイド
- 132 四塩化チタン
- 133 バナジウム化合物
- 134 クロム化合物(クロム酸グリノキサイド、クロム酸
- 135 亜鉛及びクロム酸鉛以外のクロム酸鉛(純度を除く)
- 136 トルオール
- 137 アセトン
- 138 イソプロピルアルコール
- 139 ジニトロトルオール(固型状及び油状のもの)
- 140 アニリン
- 141 ベンゾール
- 142 クロロベンゾール類(染料を除く)
- 143 自動車の部分品
- 144 針布
- 145 化学薬品
- 146 無水塩化アルミニウム
- 147 硝酸バリウム及びクロム酸バリウム
- 148 過マンガン酸石灰及び過マンガン酸カリ
- 149 過酸化水素水(強度五十%をこえるものに限る)
- 150 四酸化カリ
- 151 硝酸塩類、硝酸及び無水アモニア
- 152 磷(赤磷及び黄磷を除く)
- 153 過硫酸塩類
- 154 シアン及び金属のシアン化物
- 155 過酸化ソーダ
- 156 臭素及びその化合物(染料を除く)
- 157 水酸化ヒドランジン及びヒドランジン
- 158 雷こう、窒化水素酸鉛、窒化水素酸銀及びチオシアン酸
- 159 塩素酸塩類及び過塩素酸塩類
- 160 金属ナトリウム及び金属カリ
- 161 タリウムプロモアイオダイド
- 162 四塩化チタン
- 163 バナジウム化合物
- 164 クロム化合物(クロム酸グリノキサイド、クロム酸

- 12 シュカッター(除雪装置を含む、六十五馬力以上のものに限る)
- 13 クレーン(容量三千トンを超えるものに限る)
- 14 自動式コンベヤー(部分品及び付属品を含む)
- 15 動力ホイス(制ぎ、装置を含む)
- 16 鋼索装置(部分品及び付属品を含む)
- 17 浮遊選別装置
- 18 動力ホイス、井機(部分品及び付属品を含む)
- 19 石油機械
- 20 イ、さく井用及び送油用のパイプ(継目のないもの及び溶接したもの)
- 21 溶接機及び溶接機(コイル)
- 22 溶接機及び溶接機(コイル)
- 23 溶接機及び溶接機(コイル)
- 24 溶接機及び溶接機(コイル)
- 25 溶接機及び溶接機(コイル)
- 26 溶接機及び溶接機(コイル)
- 27 溶接機及び溶接機(コイル)
- 28 溶接機及び溶接機(コイル)
- 29 溶接機及び溶接機(コイル)
- 30 溶接機及び溶接機(コイル)
- 31 溶接機及び溶接機(コイル)
- 32 溶接機及び溶接機(コイル)
- 33 溶接機及び溶接機(コイル)
- 34 溶接機及び溶接機(コイル)
- 35 溶接機及び溶接機(コイル)
- 36 溶接機及び溶接機(コイル)
- 37 溶接機及び溶接機(コイル)
- 38 溶接機及び溶接機(コイル)
- 39 溶接機及び溶接機(コイル)
- 40 溶接機及び溶接機(コイル)
- 41 溶接機及び溶接機(コイル)
- 42 溶接機及び溶接機(コイル)
- 43 溶接機及び溶接機(コイル)
- 44 溶接機及び溶接機(コイル)
- 45 溶接機及び溶接機(コイル)
- 46 溶接機及び溶接機(コイル)
- 47 溶接機及び溶接機(コイル)
- 48 溶接機及び溶接機(コイル)
- 49 溶接機及び溶接機(コイル)
- 50 溶接機及び溶接機(コイル)
- 51 溶接機及び溶接機(コイル)
- 52 溶接機及び溶接機(コイル)
- 53 溶接機及び溶接機(コイル)
- 54 溶接機及び溶接機(コイル)
- 55 溶接機及び溶接機(コイル)
- 56 溶接機及び溶接機(コイル)
- 57 溶接機及び溶接機(コイル)
- 58 溶接機及び溶接機(コイル)
- 59 溶接機及び溶接機(コイル)
- 60 溶接機及び溶接機(コイル)
- 61 溶接機及び溶接機(コイル)
- 62 溶接機及び溶接機(コイル)
- 63 溶接機及び溶接機(コイル)
- 64 溶接機及び溶接機(コイル)
- 65 溶接機及び溶接機(コイル)
- 66 溶接機及び溶接機(コイル)
- 67 溶接機及び溶接機(コイル)
- 68 溶接機及び溶接機(コイル)
- 69 溶接機及び溶接機(コイル)
- 70 溶接機及び溶接機(コイル)
- 71 溶接機及び溶接機(コイル)
- 72 溶接機及び溶接機(コイル)
- 73 溶接機及び溶接機(コイル)
- 74 溶接機及び溶接機(コイル)
- 75 溶接機及び溶接機(コイル)
- 76 溶接機及び溶接機(コイル)
- 77 溶接機及び溶接機(コイル)
- 78 溶接機及び溶接機(コイル)
- 79 溶接機及び溶接機(コイル)
- 80 溶接機及び溶接機(コイル)
- 81 溶接機及び溶接機(コイル)
- 82 溶接機及び溶接機(コイル)
- 83 溶接機及び溶接機(コイル)
- 84 溶接機及び溶接機(コイル)
- 85 溶接機及び溶接機(コイル)
- 86 溶接機及び溶接機(コイル)
- 87 溶接機及び溶接機(コイル)
- 88 溶接機及び溶接機(コイル)
- 89 溶接機及び溶接機(コイル)
- 90 溶接機及び溶接機(コイル)
- 91 溶接機及び溶接機(コイル)
- 92 溶接機及び溶接機(コイル)
- 93 溶接機及び溶接機(コイル)
- 94 溶接機及び溶接機(コイル)
- 95 溶接機及び溶接機(コイル)
- 96 溶接機及び溶接機(コイル)
- 97 溶接機及び溶接機(コイル)
- 98 溶接機及び溶接機(コイル)
- 99 溶接機及び溶接機(コイル)
- 100 溶接機及び溶接機(コイル)





Table with 4 columns: 二取扱の時期, 四割増金, 等級, 特等. Includes sections for 大蔵省告示第九百四十四号 and 第九百四十五号 regarding bond redemption and interest.

Table with 4 columns: 六通 信事, 七承認の有効期限, 八設置場所, 九呼出名称. Lists various administrative notices and regulations regarding telecommunications and public safety.

111 昭和25年10月9日 月曜日 官報 第7124号

Table of postal office changes. Columns include office name (e.g., 茨城郵便局), location (e.g., 茨城県足利郡), and effective date (e.g., 昭和二十五年九月十一日).

昭和25年10月9日 月曜日 官報 第7124号 110

Official notices section containing: 郵政省告示第三三三二号 (Postal Office Regulations), 大蔵省告示第九百四十九号 (Ministry of Finance Notice), and 通商産業省告示第八十五号 (Ministry of Commerce Notice).

113 昭和25年10月9日 月曜日

官報

第7124号

日本工業規格
工業用石灰 JIS R9001
普通用石灰 R11001
黒鉛 R21001
よびその付属品 R21001
(内容省略)

法務府公告
○工場財団
大阪府福島区上福島中二丁目六十四番地ノ二豊田自動車株式会社より大阪府福島区上福島中二丁目六十四番地ノ二、七十五番地ノ二、七十五番地ノ四、二百五十三番地ノ二豊田自動車株式会社自動車修繕工場に属する機械器具に対し新工場財団に属すべきものとす。

文部省公告
○著作権譲渡登録
第五六八号の二(全一册) 世界
この著作物について、昭和二十三年九月十日左記の著者の間に著作権の譲渡があつた。昭和二十三年九月十日左記の著者の間に著作権の譲渡があつた。昭和二十三年九月十日左記の著者の間に著作権の譲渡があつた。

裁判所公告
○刑事補償決定
昭和二十五年八月三十一日
本籍三重県三重郡八郷村大字山分六十八番地、住居静岡県田方郡大仁町田原二百七十一番地の三
請求人 島豊之祐
請求人は昭和二十四年十月十八日及同二十五年四月六日何れも当裁判所で無罪の宣告を受け、昭和二十五年六月十六日の御留及拘禁により拘束された。七十三日間の刑事補償を請求したが右請求は理由がある認められずから一日金三百五十円の割合により請求人に金二万五千五百円を補償する。

○除権判決
神戸市東灘区御影町岸本一五六〇井護土中井武蔵
昭和二十五年八月三十一日
神戸家庭裁判所
申立人 日本特殊製鋼株式会社
右代表取締役 坪井郁哉
別紙目録表示の証書に付申立人の申立によつて公示催告を為した。昭和二十五年八月一日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株式を提出するものがなかつたから申立人の申立に基づいて証書の無効を宣言す。

昭和25年10月9日 月曜日

官報

第7124号

112

正誤
昭和二十五年十月四日総務報告示第百八十五号(町村の設置分)六行「平田薬師町」は「平田、薬師町」の誤り。
昭和二十五年九月十九日公布運輸省令第七十号船舶用地外油製油製品取扱規則第一條第八項三行「譲り受けては譲り受けた」の「二六七頁一段様式第四号の末行(四)「譲り受けた」の「譲り受けた」の誤り。
又同省令中二六六頁下段様式第二号中「転用を受けようとする船舶の7中「1」の「1」は印刷不鮮明のものとする。

叙任及び辞令
○総務府
村上 正夫
福岡地方専売公社調停委員会委員を委任する。
○法務府
浦田開太郎
法制審議会委員を命ずる。
(各通) 浦田開太郎 法制審議会委員を命ずる。
(各通) 浦田開太郎 法制審議会委員を命ずる。
(各通) 浦田開太郎 法制審議会委員を命ずる。

○外務省
昭和二十五年九月十五日
外務省事務官 光藤 俊雄
昭和二十五年九月三十日
大使館二等書記官 新岡 欽哉
大使館三等書記官 上川 洋
領事 盛田 敬一
領事 山口 敬一
領事 西沢 敬一
領事 片柳 昌平
領事 片柳 昌平
領事 片柳 昌平

○郵政省
郵政検査官 大鶴 喜由
郵政検査官 大鶴 喜由
郵政検査官 大鶴 喜由
郵政検査官 大鶴 喜由
郵政検査官 大鶴 喜由

○通商産業省
日本工業規格
日本工業規格
日本工業規格
日本工業規格
日本工業規格





